

適正な介護保険認定申請について（お願い）

平素は、奈良市介護保険業務にご協力賜り誠にありがとうございます。

令和8年3月23日より介護福祉課で使用しているシステムの入替えを行いますので、申請受付等にお時間をいただく可能性がございます。

また、システムの入替えに伴い認定調査票の様式の一部が変更される予定です。詳しくは、調査依頼書の同封文等でお知らせいたします。

ご迷惑をおかけしますが何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

① 認定申請の時期について

⇒入院間もない急性期の状態で調査をする場合、日頃の状況を把握できず適正な介護度とならない可能性があります。また被保険者様の状態が回復した場合、回復前の介護度が現在の身体状況と乖離している可能性があります。申請については被保険者様の状態が安定した時期を考慮したうえでお願いいたします。

② 主治医意見書作成の承諾について

⇒事前に主治医意見書作成の承諾を得ていない場合、円滑な介護認定の交付に影響が生じる可能性があります。事前に医師へ主治医意見書作成の承諾を得たうえで申請してください。

③ 『主たる疾病』欄の内容について

⇒『主たる疾病』欄には介護保険によるサービスを必要とする起因となった被保険者様の現在の身体状況、及び疾患等をご記入ください。

要介護認定は、各種サービスを利用するための第一歩です。要介護認定の結果によって、受けられる給付の金額や利用できる介護サービスも大きく異なってくるため、より実態にふさわしい認定を受けるためにも適切な認定申請をしていただくようお願いいたします。